				★要介護	認定の適正化				★ケアプランの点検							
				訪問調査件数												
	保険者名		新規認定の 訪問調査 件数	更新認定の 訪問調査 件数	変更認定の 訪問調査 件数	認定調査 完全直営 (全て100%)	委託調査の 事後点検		ケアプラン 点検実施 件数	実施方法 (※1)	点検実施者 ・直営(事務職) ・直営(専門職) ・外部委託等	厚労省 ケアプラン 点検支援 マニュアル を活用	国保連 介護給付適 正化システム を活用	府介護支援 専門員会 京都式ガイド ラインを活用		
1	京都市	0	21,711	25,	546		0	0	175	書面・WEB	直営(専門職)	0	0	0		
2	福知山市	0	1,068	1,063	460		0									
3	舞鶴市	0	1,359	1,095	466		0	0	72	事前・書面	直営(専門職)	0				
4	綾部市	0	585	1,385	223		0									
5	宇治市	0	2,923	1,449	987		0	0	56	事前·訪問	直営(事務職)	0		0		
6	宮津市	0	428	630	176	0										
7	亀岡市	0	1,301	1,674	363		0	0	18	事前·訪問	·直営(専門職) ·外部委託	0				
8	城陽市	0	1,410	999	239		0	0	(コロナによる 中止)	当日·訪問	直営(事務職)	0				
9	向日市	0	678	748	227		0									
10	長岡京市	0	1,358	1,767	597		0	0	10	事前·面談	直営(事務職)			0		
11	八幡市	0	1,242	1,152	271		0	0	25	事前·書面	·直営(専門職) ·外部委託等	0	0			
12	京田辺市	0	630	764	338		0	0	3	事前·面談	直営(事務職)	0				
13	京丹後市	0	929	2,103	390	0		0	18	事前·書面	直営(事務職)	0		0		
14	南丹市	0	606	739	227		0	0	10	事前•面談	·直営(事務職) ·外部委託等			0		
15	木津川市	0	834	737	316		0	0	666	その他	外部委託 (包括支援センター)					
16	大山崎町	0	197	174	59		0	0	58	事前·書面 事前·訪問	直営(事務職)	0				
17	久御山町	0	295	178	91		0	0	35	事前·書面	直営(事務職)					
18	井手町	0	117	99	45		0									
19	宇治田原町	0	128	91	46	0										
20	笠置町	0	28	27	10	0										
21	和東町	0	87	121	30		0									
22	精華町	0	372	483	99		0									
23	南山城村	0	48	67	15	0										
24	京丹波町	0	237	498	97		0	0	61	事前·書面	直営(事務職)			0		
25	伊根町	0	54	61	29		0									
26	与謝野町	0	413	409	153		0	0	8	事前·書面	·直営(事務職) ·直営(専門職)			0		
	計	26				5	21	15								
	実施率	100.00				19.23	100.00	57.69								

※「委託調査の事後点検」における実施率は、認定調査完全直営(全て100%)の市町村を除いて計算している。

			★住宅改修・福祉用具													
						住宅	己改修の点検						7	冨祉用具の点	猿検	
	保険者名	写真等に		よる確認	る確認 利用者宅への訪問		リハビリテー	<リハ職の所属> 例・市町村職員					リハビリ テーション	<リハ職の所属> 例・市町村職員		
			施工前 施工後		施工後	施工前	施工後	ション専門 職の関与 (※2)	の関与・地域リハセン		調査実施件数	貸与調査	調査実 施件数	専門職の 関与 (※2)	・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)	
1	京都市	0	0	6,927	6,927	11	1	ア	その他 (建築専門職)	0	7,968	0	1	ア	・府地域リハセン(コーディネーター)・ 市リハセン・三療法士会	
2	福知山市	0	0	290	264			1	市町村職員					1	市町村職員	
3	舞鶴市	0	0	400	400	21	21									
4	綾部市	0	0	162	162											
5	宇治市	0	0	920	920	1	1	ア	その他(建築専門職)							
6	宮津市	0	0	109	109											
7	亀岡市	0	0	471	471			ア	市町村職員					ゥ	市町村職員	
8	城陽市	0	0	390	390											
9	向日市	0	0	228	228											
10	長岡京市	0	0	408	408	220	220	1	市町村職員	0	176			1	市町村職員	
11	八幡市	0	0	381	381											
12	京田辺市	0	0	279	258			ア	市町村職員							
13	京丹後市	0	0	340	301	2				0	1	0	12			
14	南丹市	0	0	162	162					0	6	0	42			
15	木津川市	0	0	283	283											
16	大山崎町	0	0	70	70		1			0	58	0	19			
17	久御山町	0	0	77	77											
18	井手町	0	0	41	41	0	0									
	宇治田原町	0	0	43	43											
	笠置町	0	0			8	8	1	医療機関	0	15	0	3	1	医療機関	
	和東町	0	0	21	21											
	精華町	0	0	124	124											
23	南山城村	0	0	27	27					0	25					
24	京丹波町	0	0	62	62			1	医療機関・事業所等	0	3			ウ	地域リハセン	
25	伊根町	0	0	14	14	7	4	ア・イ	市町村職員	0	3	0	10	イ・ウ	市町村職員	
26	与謝野町	0	0	133	133	36	30	ア・イ	市町村職員	0	14	0	5		市町村職員	
	計	26	26							9		7				
	実施率	100.00	100.00							34.62		26.92				

	★医療情報との突合・機覧点検														☆給付実績等の活用				
		医療情報	服との突合		縦覧点検									給付実績の					
保険者名					点検実施件数									活用	民間シス	汗用士注			
			突合実施 件数		①居宅介護 支援請求に おけるサー ビス実施状 況一覧表	②重複請求 縦覧チェッ ク一覧表	③算定期間 回数制限 チェックー 覧表	④単独請求 明細書にお ける準受付 審査チェック 一覧表	⑤要介護認 定期間の半 数期を超え 短期 を 動力 を る の の の の の の の の の の の の の の の の の の	⑥入退所を 繰り返す受 給者縦覧一 覧表	⑦居宅介護 支援再請求 等状況一覧 表	8月途中要 介護状態変 更受給者一 覧表		⑩独自報酬 算定事業所 一覧表	合計 (帳票1~10)	(医療情報と の突合・縦 覧点検を除 く)	テム等の活用	活用方法	
1 京都市	0	0	18,166	0	3,023	3,581	14,543	7,530	2,938	36,842	5,959	9,380	61,649	14	145,459	0	0	不正等の疑義のあるの事業所の給付実績を抽出 し、内容の確認を行う	
2 福知山市	0	0	663	0	61	164	487	281							993				
3 舞鶴市	0	0	666	0	39	76	718	521							1,354	0	0	ケアプラン点検や事業所実地指導時にトリトンモニターを活用	
4 綾部市	0	0	587	0	8	134	418	235	145				428		1,368				
5 宇治市	0	0	2,036	0	257	259	1,342	925						23	2,783				
6 宮津市	0	0	222	0	24	96	227	152							499				
7 亀岡市	0	0	1,002	0	80	54	703	396	179	2,063	42	359	4,503	0	8,379	0	0	トリトンモニターを事業所指導時に活用	
8 城陽市	0	0	821	0	97	114	572	423					3,796		5,002				
9 向日市	0	0	590	0	72	34	397	241							744				
10 長岡京市	0	0	833	0	15	140	828	378	36	1,896	27	267	8,214		11,801				
11 八幡市	0	0	857	0	76	96	843	280							1,295				
12 京田辺市	0	0	799	0	97	149	421	204							871	0	0	トリトンモニターを事業所指導時に活用	
13 京丹後市	0	0	879	0	64	160	932	355					854		2,365				
14 南丹市	0	0	678	0	27	80	367	216	269	1,410	15	282	945		3,611	0	0	介護支援専門員にヒアリングシートを送付している	
15 木津川市	0	0	549	0	138	44	363	237	238	1,019	62	324	2,057		4,482				
16 大山崎町	0	0	249	0	33	12	310	90	96	562	9	78	1,314	0	2,504				
17 久御山町	0	0	183	0	26	41	108	92	20	374	5	91	1,911		2,668	0	0	給付実績データと認定データを突合し、ヒアリング シートにより介護支援専門員へ確認	
18 井手町	0	0	99	0	5	29	37	49	2	56	1	5	302	0	486	0	0	給付実績と認定調査等のデーターを組み合わせ 給付費の適正化をはかる	
19 宇治田原町	0	0	112	0	15	5	51	39							110				
20 笠置町	0	0	25	0	4	2	6	15	3	18	1	6	53		108				
21 和東町	0	0	37	0	7	7	42	33							89				
22 精華町	0	0	320	0	59	50	156	107							372				
23 南山城村	0	0	26	0	4	4	6	9	3	11	2	4	11		54				
24 京丹波町	0	0	380	0	8	73	185	72	119				756		1,213	0	0	トリトンモニター(給付実績データと認定データを突合し、ケアプラン等の内容について確認を行う)	
25 伊根町	0	0	23	0	0	5	3	34	0	56	3	11	82		194				
26 与謝野町	0	0	244	0	18	24	150	162	12	1,120	21	182	818		2,507				
計	26	26		26							$\overline{}$					8	8		
実施率	100.00	100.00		100.00				$\overline{}$			$\overline{}$					30.77	30.77		

					★介護給付養通知			
					適正化主要5事業 実施状況			
	保険者名	発送頻度		通知対象 サービス (※3)	通知する上での工夫	実施事業数		実施率
1	京都市	0	年1回	居宅·施設·地密			5	100.0%
2	福知山市						3	60.0%
3	舞鶴市						4	80.0%
4	綾部市						3	60.0%
5	宇治市						4	80.0%
6	宮津市						3	60.0%
7	亀岡市	0	年1回	居宅·施設·地密	この通知による手続き等不要な旨を明記する。		5	100.0%
8	城陽市						4	80.0%
9	向日市						3	60.0%
10	長岡京市						4	80.0%
11	八幡市	0	年1回	居宅·施設·地密			5	100.0%
12	京田辺市	0	年2回	居宅・施設・地密	封筒に支払や還付の通知ではない旨、印字している。		5	100.0%
13	京丹後市						4	80.0%
14	南丹市						4	80.0%
15	木津川市						4	80.0%
16	大山崎町						4	80.0%
17	久御山町						4	80.0%
18	井手町						3	60.0%
19	宇治田原町						3	60.0%
20	笠置町						3	60.0%
21	和東町						3	60.0%
22	精華町	0	年1回	居宅·施設·地密	通知書が、請求書等ではないため特別な手続きは不要な旨 を明記したお知らせ文を同封している。		4	80.0%
23	南山城村						3	60.0%
24	京丹波町						4	80.0%
25	伊根町						3	60.0%
26	与謝野町						4	80.0%
	計	5				平	•••	
	実施率	19.23				均	3.8	75.4%

(※1)

- ★ケアプランの点検 実施方法
- 事前にケアプランの提出を求め、 役所 (役場)で書面のみ実施。
 →【事前・書面】
- 事前にケアプランの提出を求め、
 後日、役所(役場)で面談により実施。
 →【事前・面談】
- 3. 事前にケアプランの提出を求め 後日保険者が事業所を訪問して実施。 →【事前・訪問】
- 4. 保険者が事業所を訪問し当日、 ケアプランの提出を求め、実施。 →【当日・訪問】
- 5. その他 **→【その他】**

(※3)

- ★介護給付費通知 通知対象サービス
- 1. 居宅サービスのみ→【**居宅**】
- 2. 施設サービスのみ→【**施設**】
- 3. 地域密着型サービスのみ→【地密】
- 4. 居宅サービス及び施設サービス
 →【居宅・施設】
- 5. 居宅サービス及び地域密着型サービス→【居宅・地密】
- 6. 施設サービス及び地域密着型サー ビス→【**施設・地密**】

(※2) ★住宅改修・福祉用具 ア〜ウの該当している項目名を表記。

- ■住宅改修利用へのリハ職等の関与 住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビ リテーション専門職等が適切に関与する仕組 みを設けているか。
- ・(ア) 被保険者から抽出された住宅改修費 支給申請書の市町村における審査の 際に、建築専門職、リハビリテーション 専門職等により点検を行う仕組みがあ ス
- ・(イ) 住宅改修の実施前又は実施の際に、 実際に改修を行う住宅をリハビリテー ション専門職が訪問し、点検を行わせ る仕組みがある
- ■福祉用具利用へのリハ職の関与 福祉用具の利用に関し、リハビリテーション専 門職が関与する仕組みを設けているか。
- ·(ア) 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う
- ・(イ) 福祉用具専門相談員による福祉用具 貸与計画の作成の時に、リハビリテー ション専門職が点検を行う仕組みがあ る
- ·(ウ) 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある